

第5号様式（第12関係）

大規模小売店舗立地法第6条第2項に係る変更届出の要旨の掲示

- 1 店舗の名称 ピアドゥ
- 2 所在地 青森県八戸市沼館四丁目7-112 外
- 3 届出者

氏名（名称） 八戸臨海開発株式会社

所在地 青森県八戸市沼館四丁目7番112号

氏名（名称） 福田アセット&サービス株式会社

所在地 新潟県新潟市中央区西堀通二番町778番地

4 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店及び閉店時間
(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
A棟	午前9時00分 但し、年間7日は午前6時00分 年間7日は午前8時00分	午後11時00分
B棟	午前10時00分	午後9時00分
C棟		
D棟	午前7時00分	午後10時00分
E棟	午前10時00分	午後9時00分
F棟		

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
A棟	午前7時00分	午後11時00分
B棟	午前10時00分	午後9時00分
C棟		
D棟	午前7時00分	午後10時00分
E棟	午前10時00分	午後9時00分
F棟		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前6時45分～午後11時30分(但し、年間7日は午前5時30分より利用可能)

(変更後)

午前6時30分～午後11時30分(但し、年間7日は午前5時30分より利用可能)

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)

荷さばき施設 No.		荷さばき可能時間帯
A 棟	荷さばき施設①	午前 7 時 00 分～午後 9 時 00 分
B 棟	荷さばき施設②	
C 棟	荷さばき施設③	
D 棟	荷さばき施設④	
E 棟	荷さばき施設⑤	
F 棟	荷さばき施設⑥	

(変更後)

荷さばき施設 No.		荷さばき可能時間帯
A 棟	荷さばき施設①	24 時間
B 棟	荷さばき施設②	午前 7 時 00 分～午後 9 時 00 分
C 棟	荷さばき施設③	
D 棟	荷さばき施設④	
E 棟	荷さばき施設⑤	
F 棟	荷さばき施設⑥	

5 変更理由

営業計画変更のため

6 変更年月日

令和 7 年 4 月 22 日

問合せ先 株式会社エスパシオコンサルタント

住 所 東京都中央区新川一丁目 6 番 1 号

連絡先 03-6734-9640

本件に関する大規模小売店舗立地法に係る届出書類等は、青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市商工労働まちづくり部商工課において、令和 7 年 4 月 7 日から令和 7 年 8 月 7 日まで閲覧できます。

